

機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則

昭和五十八年一月十四日

三重県公安委員会規則第一号

改正 平成一六年十一月 一日三重県公安 平成一七年十一月一八日三重県公安委員会規則第四号 安委員会規則第一三号

平成一八年 一月一〇日三重県公安委員会規則第一号

機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則をここに公布する。

機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則

(即応体制の整備の基準)

第一条 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第四十三条の規定による警備員、待機所及び車両その他の装備の配置は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報(へき地等に所在し、かつ、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、近隣に居住する管理者に連絡して事実の確認をする等必要な措置を講ずることができる)と三重県公安委員会が認めた警備業務対象施設に係るものを除く。)を受信した場合に、その受信の時から二十五分以内(別表に掲げる区域内に所在する警備業務対象施設にあつては、三十分以内)に当該現場に警備員を到着させることができるように行わなければならない。

(努力義務)

第二条 機械警備業者は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合における警備員を当該現場に到着させるのに要する時間を短縮し、及び当該現場における警備員による事実の確認その他の措置がより効果的に講じられるようにするため、配置する警備員、待機所及び車両その他の装備を充実するように努めなければならない。

附 則

1 この規則は、昭和五十八年一月十五日から施行する。

2 警備業法第十一条の七の警備員、待機所及び車両その他の装備の適正配置に関する基準は、この規則の施行の日から一年間は、第一条の規定にかかわらず、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、速やかに警備員を当該現場に向かわせる等必要な措置を講ずることができることとする。

附 則(平成十六年十一月一日三重県公安委員会規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十七年十一月十八日三重県公安委員会規則第十三号)

この規則は、平成十七年十一月二十一日から施行する。

附 則(平成十八年一月十日三重県公安委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第一条関係)

津市のうち美杉町石名原、美杉町奥津、美杉町上多気、美杉町川上、美杉町下多気、美杉町下之川、美杉町杉平、美杉町竹原、美杉町太郎生、美杉町丹生俣、美杉町八手俣、美杉町三多気及び美杉町八知の区域
松阪市のうち飯高町赤桶、飯高町栗野、飯高町猿山、飯高町青田、飯高町落方、飯高町乙栗子、飯高町加波、飯高町木梶、飯高町桑原、飯高町作滝、飯高町下滝野、飯高町草鹿野、飯高町田引、飯高町太良木、飯高町月出、飯高町栃谷、飯高町富永、飯高町七日市、飯高町野々口、飯高町波瀬、飯高町蓮、飯高町舟戸、飯高町宮前、飯高町宮本及び飯高町森の区域
多気郡大台町のうち天ヶ瀬、岩井、江馬、大井、大杉、御棟、上真手、唐櫃、桧原、清滝、久豆、熊内、栗谷、神滝、小切畑、小滝、下真手、菅木屋、藪、滝谷、本田木屋、南、明豆及び茂原の区域
度会郡大紀町の区域
度会郡度会町の区域
度会郡南伊勢町の区域
北牟婁郡紀北町の区域
熊野市のうち紀和町赤木、紀和町板屋、紀和町大栗須、紀和町大河内、紀和町木津呂、紀和町花井、紀和町小川口、紀和町小栗須、紀和町小船、紀和町小森、紀和町長尾、紀和町平谷、紀和町丸山、紀和町矢ノ川、紀和町湯ノ口、紀和町楊枝、紀和町楊枝川及び紀和町和気の区域
伊賀市のうち阿保、青山羽根、伊勢路、老川、岡田、奥鹿野、柏尾、勝地、川上、川上一丁目、川上二丁目、川上三丁目、北山、桐ヶ丘一丁目、桐ヶ丘二丁目、桐ヶ丘三丁目、桐ヶ丘四丁目、桐ヶ丘五丁目、桐ヶ丘六丁目、桐ヶ丘七丁目、桐ヶ丘八丁目、霧生、腰山、下川原、高尾、瀧、種生、寺脇、福川、別府、妙楽地及び諸木の区域

備考 この表に掲げる区域は、平成十八年一月十日における行政区画によつて表示されたものとする。